

お知らせ 布製マスクを配付します

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、町から高校生以上を対象に布製マスクを1人あたり2枚配付します。4月27日以降、世帯ごとに順次郵送を予定しています。

※幼稚園、小学校、中学校の子どもたちには学校などとおして1人あたり3枚配付済みです。

☎保健福祉課保健係 ☎ 585-2783

お知らせ 新型コロナウイルス感染症の影響による町税や上下水道料金の猶予制度

●町税の猶予制度について

新型コロナウイルス感染症の影響により離職などで収入に相当の減収があつて納税が困難な方（個人又は法人）は、申請することにより徴収を猶予します。

■対象税目

個人町県民税、法人町民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税

■猶予内容

①原則、1年間猶予が認められます。

②猶予期間中の延滞金が免除されます。

③財産の差押えや換価（売却）を猶予します。

※なお、猶予により税が減免となるわけでは無く、申請から原則1年以内に分割納付などで納めていただきます。

■申請手続

①町ホームページ又は税務住民課窓口にある申請書に必要事項を記入のうえ提出して下さい。

②収入や現預金の状況がわかる資料の提出が必要です。（提出が難しい場合は相談ください）

③申請受付後、担当職員が今後の納付について案内します。

☎税務住民課収納係 ☎ 585-2780

●上下水道料金の猶予制度について

新型コロナウイルス感染症の影響により離職や収入の減少などで、一時的に水道料金・下水道使用料の支払いが困難な事情のある方に対し、支払いを猶予します。

■対象

新型コロナウイルス感染症の影響で一時的に水道料金・下水道使用料の支払いが困難となった個人又は法人

■猶予内容

個々の状況に応じて、申請の日から「最長で4か月間」、水道料金及び下水道使用料の支払いを猶予します。

■申請期間

4月20日～当面の間（申請期間の期日について変更があつた場合は、随時お知らせします）

※町ホームページや上下水道課窓口にある申請用紙に必要事項を記入のうえ提出してください。

☎上下水道課水道係 ☎ 585-2997

お知らせ 新型コロナウイルス感染症拡大防止の対応

●障がい者相談・結婚世話やき人月例相談会

4月21日(火)の障がい者相談、4月26日(日)の結婚世話やき人月例相談会は、中止します。なお5月以降も変更した場合は随時お知らせします。

☎保健福祉課社会福祉係 ☎ 585-2793

●マイナンバーカード交付申請などの休日臨時窓口

4月26日(日)・5月31日(日)・6月28日(日)のマイナンバーカード交付・申請などの休日臨時窓口開設は、中止します。なお、今後の開設については改めてお知らせします。

☎税務住民課戸籍係 ☎ 585-2115

●議会報告懇談会

3月議会後、例年4月下旬に開催している各地区での「議会報告懇談会」は、中止します。なお、3月議会の内容につきましては、4月28日発行予定の「くにみ議会だより3月議会号」及び議会ホームページをご覧ください。

☎議会事務局 ☎ 585-3295

●くにみ農業ビジネス訓練所短期研修

5月7日(金)のくにみ農業ビジネス訓練所短期研修「野菜栽培の実践コース第1回夏野菜づくりの準備」は、中止します。なお、次回以降の短期研修や体験研修についても変更した場合は随時お知らせします。

☎くにみ農業ビジネス訓練所 ☎ 563-5281

お知らせ 固定資産課税台帳の閲覧と土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

☎ 固定資産課税台帳の閲覧と土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧を次のとおり行います。
 なお、令和2年度の固定資産税納税通知書は4月中旬(15日頃)に郵送しています。

固定資産課税台帳の閲覧と土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

	固定資産課税台帳の閲覧	土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧
制度の内容	自己の所有する土地・家屋について、課税台帳に記載された内容を確認することができます。	町内の土地・家屋と比較して、自己の土地・家屋の評価額が適正であるか確認することができます。
閲覧(縦覧)できる方	① 納税義務者 ② 納税管理人 ③ 借地人・借家人 ④ 当該固定資産を処分する権利を有する一定の方 ⑤ ①から④の委任状を持参した方	① 納税義務者 ② 納税管理人 ③ ①から②の委任状を持参した方
閲覧(縦覧)期間	通年 午前8時30分から午後5時15分(土・日・祝日除く)	4月30日(金)まで
必要なもの	① 申請人(窓口においでの方)であることを証明できるもの 例) 個人番号カード、運転免許証、健康保険証など ② 印鑑(法人の場合、登録印) ③ 借地人・借家人等は契約書等、処分する権利を有する一定の人はそれを証する書類	① 申請人(窓口においでの方)であることを証明するもの 例) 個人番号カード、運転免許証、健康保険証など ② 印鑑
手数料	1件300円(納税義務者は4月30日(金)まで無料)	無料

☎税務住民課課税係 ☎ 585-2778

お知らせ 携帯電話の新たな電波利用に伴うテレビ受信障害対策

携帯電話事業者による新しい電波（700MHz 帯）の利用に伴い、5月に試験電波の発射が予定されています。基地局に近い徳江・森山地区を中心に使用設備によっては、一部のお宅でテレビの映像が乱れる、映らなくなるなどの可能性があり、影響が発生した場合『700MHz 利用推進協会』が対策工事を行います。

対策工事の費用は、利用推進協会が全額負担し、工事業者が費用を請求することは一切ありません。詳しくは、コールセンターへ問い合わせください。

☎ 700MHz（メガヘルツ）テレビ受信障害対策コールセンター（受付時間：午前9時～午後10時・年中無休）

☎ 0120-700-012（フリーダイヤル）

☎ 050-3786-0700（IP 電話等でつながらない場合）

お知らせ 農業委員・農地利用最適化推進委員を募集

任期満了に伴い、農業委員及び農地利用最適化推進委員を募集しています。

農業委員の主な仕事は、農地の権利移動の許可などについて、毎月の農業委員会総会に出席し、審査及び決定を行います。農地利用最適化推進委員の主な仕事は、担い手への農地の集積・集約化などについて、担当地区における現場活動を行います。応募方法は、推薦書・応募書を作成の上、4月30日（日）までに農業委員会事務局（産業振興課内）に持参してください。郵送でも可（4月30日消印有効）

※詳細は町ホームページ又は問い合わせ先へ連絡ください。

●提出先 〒969-1792 国見町大字藤田字一丁田二1番7 農業委員会事務局

☎ 農業委員会事務局（産業振興課内） ☎ 585-2890

お知らせ 粗大ごみ収集日とごみの出し方

町による粗大ごみ収集日 **5月13日（水）、27日（水）**

粗大ごみを出すときは、収集日の前日（平日の午前8時30分から午後5時15分）までに、品目・数量・ごみ置場の番号を環境防災課へ連絡ください。受付の無いものは回収できません。

ごみの出し方のルールを守ってください

- ・ごみ袋には名前を書いて出してください。
- ・プラスチックのごみ袋には、水洗い等で簡単に汚れが落ちたものだけを入れてください。汚れがあるものは「もやせるごみ」として出してください。
- ・ごみ置場にごみを出す際は、必ずネット等がかかるなどして、カラス等がいたずらしないよう注意してください。

☎ 環境防災課環境防災係 ☎ 585-2116

お知らせ 不法投棄は犯罪です

- ・不法投棄とは法律（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）に反して決められた場所以外に、廃棄物を投棄することです。
- ・「少しくらいなら」と不法投棄した場合、「法律第25条第1項第14号」に違反することになり、【5年以下の懲役若しくは1千万円以下の罰金】に処され、またはこれを併科されます。「知らなかった」としても法律に反していれば逮捕されることも十分にあり得ます。



不法投棄はダメ！ゼツタイ！

☎ 環境防災課環境防災係 ☎ 585-2116

町内各地の空間線量率

(測定：地上 1m、単位：マイクロシーベルト / 時)

地区	測定場所	4/3	4/8
小坂	小坂農村総合管理センター (土)	0.11	0.11
	泉田中集会所 (土)	0.08	0.09
藤田	石母田財産区事務所 (アスファルト)	0.07	0.07
	観月台文化センター (芝生)	0.09	0.09
森江野	上野台運動公園管理棟 (アスファルト)	0.06	0.07
	森江野町民センター (アスファルト)	0.07	0.08
	塚野目集会所 (アスファルト)	0.10	0.09
	桜の森 (土)	0.11	0.11
大木戸	大木戸ふれあいセンター (土)	0.07	0.08
	貝田駅 (土)	0.12	0.11
大枝	国見東部高齢者活性化センター (土)	0.08	0.09

☎環境防災課原発災害対策室 ☎ 585-2158

お知らせ 各種放射線のモニタリング結果

保育所・幼稚園 小学校・中学校の空間線量率

(単位：マイクロシーベルト / 時)

測定場所	測定条件	4/1	4/8
藤田保育所	地上 50cm	0.15	0.10
くにみ幼稚園		0.04	0.06
国見小学校		0.04	0.04
県北中学校	地上 1m	0.09	0.07

☎学校教育課 ☎ 585-2892

仮置場の空間線量率および地下水の放射能濃度

(測定：地上 1m、単位：マイクロシーベルト / 時)

仮置場	測定地点	測定日①	測定日②	仮置場	測定地点	測定日①	測定日②
藤田方部 1号 (山崎字前柳)	進入口	原状回復工事のため 測定なし		森江野方部 1号 (大字徳江・塚野目)	南側中央部	0.07	0.07
	中心				—	—	
藤田方部 2号 (石母田字日矢来)	進入口	0.08	0.06	森江野方部 2号 (徳江字江添)	南側中央部	0.08	0.09
	中心	0.07	0.07		中心	0.09	0.08
藤田方部 3号 (藤田字滑沢三)	東側町道沿	0.09	0.10	大木戸方部 2号 (高城字西)	進入口	0.06	0.06
	中心	—	—		中心	—	—
藤田方部 4号 (藤田字鶉町六)	進入口	0.07	0.07	大木戸方部 3号 (大木戸字大久保)	東側中央部	0.10	0.09
	中心	0.09	0.09		中心	0.07	0.08
小坂方部 1号 (泉田字大松山)	進入口	0.07	0.06	大枝方部 1号 (大字西大枝)	進入口	原状回復工事のため 測定なし	
	中心	—	—		中心		
小坂方部 2号 (新内谷)	西側中央部	0.08	0.08	※ 3/24、25、30 の地下水の放射能濃度は、全ての仮置場において「不検出」となっています。			
	中心	0.27	0.29				

※藤田方部 2号、小坂方部 2号は 3/24 と 3/31 の測定値。藤田方部 3号、4号は 3/23 と 3/31 の測定値。小坂方部 1号、森江野方部 2号は 3/28 と 4/2 の測定値。森江野方部 1号、大木戸方部 2号、3号は 3/25 と 4/1 の測定値。

☎環境防災課原発災害対策室 ☎ 585-2158

飲料水(水道水)の放射能物質モニタリング検査結果

(ND：検出限界値未満 検出限界値：1Bq/kg)

測定場所	取水場所	4/8		4/15	
		ヨウ素	セシウム	ヨウ素	セシウム
町水道事業	国見町役場	ND	ND	ND	ND

※福島県内の水道水モニタリング検査結果については、福島県ホームページ(東日本大震災関連情報/各種モニタリング結果)で公表しています。
☎上下水道課水道係 ☎ 585-2997

固定資産税(第1期)

納期限は **4月30日** 日(困)です

忘れずに納めましょう!

■ご確認ください!

- ※固定資産税は、毎年1月1日現在の土地と家屋などの所有者に課税される町の税金です。
- ※納税通知書は現在郵送中ですので、第1期分を納期限(4月30日(困))までに必ず納付されるようお願いいたします。
- ※口座振替を利用している方は、預金の残高確認をお願いいたします。

【個人町民税、法人町民税、固定資産税、軽自動車税等の課税に関すること】

☎税務住民課課税係 ☎ 585-2778

【納税に関すること】

☎税務住民課収納係 ☎ 585-2780